れる周波数範囲を意味する。ただし、国内の条件及び要件に従った特定の周波数帯に限定される。

[2] 例えば、第三地域の一部の国々は、138-174MHz、351-370MHz及び380-400MHzの周波数範囲の部分をナローバンドPPDRのアプリケーション用として、並びに174-205MHz及び1447-1467MHzの周波数範囲の部分をブロードバンドPPDRのアプリケーション用として採用した。

[3] 例えば、災害救援に関するITU-Dハンドブックの最新版を考慮に入れること。

[4] 例えば、第一地域の一部の国は、694-862MHzの周波数範囲の一定部分をブロードバンドPPDRのアプリケーション用に特定した。

改　　決議第647（WRC-15、改）　緊急時及び災害に関する早期警報、災害予測、検知、軽減及び救援活動のための周波数管理のガイドラインを含む無線通信の側面

世界無線通信会議（2015年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a）　自然災害に対しては、無線周波数の協調的で効果的な使用を通じた予測、検知及び警報を含み、災害の影響を軽減する効果的な対策を活用することが重要であることを強調したこと。

b）　無線通信分野のみならず、緊急時及び災害事態の初期段階及び途中段階においても監視及び管理を行う通信網が容易に相互接続できる技術標準の分野における、又はハイデラバード行動計画を通じた電気通信開発の課題の不可欠な部分としての緊急通信におけるITUの包括的な役割

c）　主管庁が、法規制上の障壁を軽減し、可能な場合は取り除くとともに、地球規模で地域及び国境を越えた国家間の協力を強化することにより、早期警報、緊急時、災害軽減及び救援活動のための電気通信資源の迅速な配備及び効果的な使用の促進のために実効的な全ての措置を執ることを要請されていること。

d）　重大な緊急時の初期段階及び途中段階において、電気通信／情報通信技術（ICT）の効果的な使用は、災害の予想及び予測、時期を得た検知、早期警報、軽減、管理並びに救援計画及び活動のための不可欠な手段であり、現場における救援活動者の安心及び安全に重要な役割を果たすこと。

e）　開発途上国の特有の必要性並びに遠隔地域住民及び災害に遭う危険性の高い地域に住んでいる住民の特別な要求

f）　共通警報プロトコル（CAP）関連の勧告の採択を通じてITU-Tが行っているCAPの標準化の作業

以下を認め、

a）　災害軽減及び救援活動への電気通信資源の供与に関するタンペレ条約（1998年タンペレ）[1]は、国際連合事務総長に寄託された国際条約であり、締約国に対し、可能な限り、かつ、国内法と調和する範囲で、それらの活動のための電気通信資源活用法を促進する方策を開発し、実施するよう求めていること。

b）　人命の安全に対する電気通信の優先度に関するITU憲章第40条

c）　遭難呼出し及び遭難通報に関するITU憲章第46条

d）　災害への備え、早期警報、救助、軽減、救援及び対応における電気通信／ICTの役割に関する世界電気通信開発会議の決議第34（2014年ドバイ、改）並びにITU電気通信開発部門の研究課題5/2“災害への備え、軽減及び対応のための電気通信／ICTの活用”

e）　人道的支援業務における電気通信／ICTに関する全権委員会議の決議第36（2010年グアダラハラ、改）

f）　早期警報、防止、軽減及び救援のための緊急事態及び災害状況における監視及び管理のための電気通信／ICTの使用に関する全権委員会議の決議第136（2014年釜山、改）

g）　災害の予測、検知、軽減及び救援のITU無線通信部門（ITU-R）の研究に関するITU-R決議第55

h）　決議第646（WRC-15、改）が、公共保護及び災害救援（PPDR）のより広い分野について定めており、同様にPPDRの問題解決のための周波数の帯域／範囲の調和についても定めていること[2]。

i）　置かれた環境によっては、緊急時及び災害救援の用途のために異なる運用上の要請及び周波数要求を有する主管庁が存在する可能性があること。

j）　緊急無線通信機器及び災害救援の発動に際しての主管庁の連絡先情報を支援するスペクトルの即時可用性は、災害救援のための人道的支援介入の最初期における効果的な電気通信を行うに当たって重要であること。

以下を認識し、

緊急通信の計画策定及び対応に関する事項について、世界各地の地域機関、特に地域電気通信機関において進展が見られること。

以下を更に認め、

a）　ITU-Rが、緊急及び災害救援時の運用及び無線通信資源に関する様々な報告及び勧告のみならず、緊急時及び災害救助に関するハンドブックを策定したこと。

b）　決議第644（WRC-12、改）に関連する規定が本決議に編入され、決議第644が結果としてWRC-15で削除されたこと。過去の版の決議は、参照用としてITUのホームページ上で引き続き入手が可能となるであろうこと[3]。

以下に留意し、

a）　公共保護及び災害救援に関する本決議と決議第646（WRC-15、改）の緊密な関係

b）　災害が生じた場合、通常は災害救援当局が日常の通信システムを利用して最初に現場に到着するが、ほとんどの場合には、他の機関及び組織も災害救援活動に従事することとなる可能性があること。

c）　災害区域においては、周波数の調整及び共用並びに周波数の再利用を始めとする、緊急の周波数管理活動を行う決定的な要請が存在していること。

d）　緊急時及び災害救援のための国内の周波数計画では、他の関連する主管庁との協力及び二国間での協議の必要性を考慮に入れることが望ましく、そうした協力や協議は、周波数の調和、災害救援及び緊急計画に関連して合意された周波数管理の指針によって促進することができること。

e）　災害時には、無線通信の施設が破壊され、又は機能を喪失する可能性があり、国内の規制当局が救援活動のための無線システムの配備のために必要な周波数管理を行うことができなくなる可能性があること。

f）　災害救援に関する主管庁の連絡先情報の特定のような情報の可用性、個々の主管庁が機器を運用するに当たって利用可能な周波数及び関連する指示又は手続は、特に国内、地域内及び越境する緊急事態及び災害救援活動において、相互協力及び協議を行うことで相互運用性及び／又は相互作業を容易とし得ること。

以下に更に留意し、

a）　人道的な活動を促進させるために、災害救援機関及び組織には、現在及び将来の無線通信の利用において、柔軟性が与えられなければならないこと。

b）　緊急及び災害救援のための国内の周波数計画に関して最新の情報を得ることができることは、主管庁並びに災害救援機関及び組織の利益になること。

以下を考慮に入れ、

無線通信局（BR）が、主管庁の連絡先情報、地上及び宇宙業務で使用する利用可能な周波数